# 就職制限又は公認会計士及び監査法人の業務制限について

平成16年3月17日 改訂 平成20年2月13日 日本公認会計士協会

### 本指針の目的

1.平成15年改正公認会計士法(以下「15年改正法」という。)第28条の2及び同第34条の14の2は「公認会計士が会社その他の者の財務書類について第2条第1項の業務を行った場合には、当該公認会計士(公認会計士であつた者を含む。)又は業務を執行した社員は、当該財務書類に係る会計期間の翌会計期間の終了の日までの間は、当該会社その他の者の役員又はこれに準ずるものに就いてはならない。」旨規定し、公認会計士又は業務執行社員の就職を一定期間制限した。

また、平成19年改正公認会計士法(以下「19年改正法」という。)により、公認会計士又は業務執行社員の就職の制限の範囲をその連結会社等にまで拡大され、当該連結会社等については、公認会計士法施行規則(以下「施行規則」という。)第13条で次のように定められている。

- ・ 被監査会社等の連結子会社等(連結子会社、持分法適用会社(非連結子会社及び関連会社))
- 被監査会社等を連結子会社等とする会社等
- ・ 被監査会社等を連結子会社等とする会社等の連結子会社等(被監査会社等を除く。) (いわゆる兄弟会社)

本規定が設けられた趣旨は、監査人が将来関与先に就職することを見込んで、現在の 監査証明が不当に歪められることを排除するためのものである。

なお、本規定は大会社等に限定されたものではなく、大会社等以外の会社その他の者にも適用される。

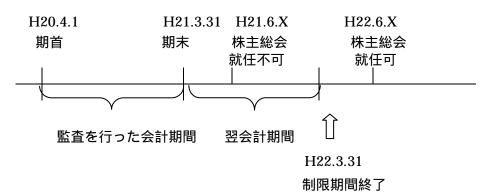
2. 従来から特定の事項についての業務の制限として、公認会計士(その配偶者が含まれる場合がある。)は法第24条にて、監査法人及び監査法人の社員(その配偶者が含まれる場合がある。)は法第34条の11にて、被監査会社等との間に一定の身分的若しくは経済的な関係がある場合又はあった場合には、当該被監査会社等に対する法第2条第1項の業務を執行し、又は従事することができなかった。15年改正法は、前述した就職の制限規定に反する業務を禁止する観点から15年改正法第34条の11第1項第3号が新設されたこ

と等の他は、従来からの規制内容に大きな変更はない。ただし、15年改正法第28条の2、同第24条及び同第34条の11の規制において適用対象者が異なることもあるために留意が必要である。

3. 本指針は、就職の制限及び特定の事項についての業務の制限の基本的考え方、並びに その適用関係を整理することを目的としている。

法令における就職の制限と業務の制限 - 適用時期及び適用期間について

4.19年改正法による就職の制限の範囲の拡大は、施行日である平成20年4月1日以後に 開始する会計期間に係る財務書類の監査証明業務から適用される(19年改正法附則第3 条及び同第9条)。



法令における就職の制限と業務の制限 - 就職の制限と業務の制限規定との関係について

5.15年改正法第34条の11第1項第3号は、15年改正法第34条の14の2における就職の制限規定と歩調を合わせ、就職の制限に抵触する者がいた場合に監査法人に対しても法第2条第1項の業務を行うことを禁止している。15年改正法第34条の14の2の就職の制限は「業務を執行した社員」が適用対象であるが、15年改正法第34条の11第1項第3号の業務の制限は、監査法人が第2条第1項の業務を行ってはならない財務書類として「会社その他の者の財務書類について監査法人の行う第2条第1項の業務にその社員として関与した者が、当該財務書類に係る会計期間又はその翌会計期間(以下「関与社員会計期間」という)内に当該会社その他の者の役員又はこれに準ずる者となった場合における当該関与社員会計期間に係る当該会社その他の者の財務書類」と規定し、「その業務に社員として関与した者」が適用対象となる。

法令における就職の制限と業務の制限 - 適用対象者について

- 6.就職の制限、及びこれに関連する特定の事項についての業務の制限の規定が適用される対象者については、公認会計士又は監査法人に区分し、次のとおり整理できる。
  - (1) 公認会計士の場合

「第2条第1項の業務を行った公認会計士」(15年改正法第28条の2)が就職の制限規定の適用対象者となる。

・監査責任者(なお、「公認会計士であつた者」を含むことから、業務廃止して役員等に就任する場合も規制対象になる。)が該当する。

# (2) 監査法人の場合

「第2条第1項の業務を行った場合における当該業務を執行した社員」(15年改正法第34条の14の2)が就職の制限規定の適用対象者となる。

・業務を執行した社員(業務執行社員)とは、「監査証明に係る業務を執行した社員」(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第4条第1項)であり、「当該証明書にその資格を表示して自署し、かつ、自己の印を押した」(15年改正法第34条の12第2項)社員をいう。また、15年改正法第34条の10の4に基づき、業務を担当する社員として指定を受けた社員(指定社員)のうち、指定証明業務を執行した場合はここでいう業務執行社員に含まれる。

「監査法人の行う第2条第1項の業務にその社員として関与した者」(15年改正法第34条の11第1項第3号)は特定の事項についての業務の制限規定の適用対象者となる。

この15年改正法第34条の11第1項第3号には、監査法人の行う第2条第1項業務に関与した社員が、関与社員会計期間内に当該会社その他の者の役員又はこれに準ずる者となった場合、当該監査法人は当該関与社員会計期間について法2条第1項業務を行うことができない旨規定されている。

したがって、15年改正法第34条の14の2(就職の制限)にて規制される場合と同様の効果が生ずると考えられる。

ただし、適用対象者が「業務を執行した社員」よりも広く解釈されるために、監査法人の社員の就職の制限規定が実質的には広く適用されることになる。

・ 監査法人の行う法第2条第1項の業務にその社員として関与した者には、 業務執行社員の他、当該被監査会社等の監査証明業務の執行に重要な影響 を与える社員が含まれる。監査法人において個別の監査証明の審査を担当 する社員(いわゆる審査担当社員を指す。監査法人により、コンカリング・ パートナー又はレビュー・パートナーなどと呼ばれることがある。) がい る場合は、当該社員は監査証明業務の執行に重要な影響を与える社員に該 当する。これに対して、法人の審議組織としての合議制による審査の場合 は、その審査結果について法人が責任を負うのは当然としても、その審査 に参加した個々の社員は組織の構成員として当該業務を行ったに過ぎな いため、通常、監査証明業務の執行に重要な影響を与える社員に該当する ことはない。ただし、合議制の審査組織を採用している場合でも、その構 成員のうち特定の社員の影響力が強く、審議会を支配し、他の社員は形式 的に合議に参加しているに過ぎず、実質的な合議が行われていない場合に は、審議会を支配していた社員は「関与したとき」に該当すると考えられ る。(公認会計士制度委員会研究報告第3号「指定社員制度0&A」の0 8 参照)

法令における就職の制限と業務の制限 - 就職が制限される役職について

7.就職が制限される役職は、15年改正法第28条の2に「役員又はこれに準ずるもの」と規定されるだけで限定的に列挙されていないが、上記1に掲げる立法趣旨に鑑み、監査証明業務に影響を与え得る役職と考えられる。

したがって、「役員又はこれに準ずるもの」については、各種団体、機関の多様化等を勘案すると、就職の制限の対象となる役職を限定的に列挙することは困難であるが、現在の監査証明に影響を与えるに足る役職としては、名称・呼称の如何を問わず

法人その他団体においてその業務執行、業務・会計の監査などの権限を会社法、民法等の法令により有する幹部たる役職等が該当すると考えられ、例えば、取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事、合名会社等における業務を執行する社員、労働組合法監査における当該労働組合の執行委員長等が含まれると考えられる。なお、会社法上の制度ではなく、法令上の権限を有しない幹部としての「執行役員」については、代表取締役の業務執行を補助する重要な使用人と一般に位置付けられていることから、「これに準ずるもの」には含まれないと考えられる。

# 法令における就職の制限と業務の制限 - その他

8.15年改正法第28条の2ただし書きは、やむを得ない事情の取扱いとして、「ただし、当該会社その他の者の役員又はこれに準ずるものに就くことにつきやむを得ない事情があると認められるときその他の内閣府令で定める場合において、内閣総理大臣の承認を得たときは、この限りでない。」旨規定し、施行規則第13条第2項及び同条第3項は「内閣府令で定める場合」として次のとおり規定している。

### 公認会計士の場合

- ・公認会計士(公認会計士であった者を含む。)が法第28条の2本文(法第16条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定によりその役員又はこれに準ずるもの(以下この条において「役員等」という。)に就いてはならないとされる会社等(以下この号において「就職制限会社等」という。)以外の会社等の役員等に就いた後に、当該会社等が当該就職制限会社等と合併することとなった場合において、当該公認会計士が合併後存続する会社等の役員等に就くこととなった場合(当該公認会計士が、当該就職制限会社等以外の会社等の役員等に就く際に、当該合併について知っていた場合を除く。)
- ・ その他前号に準ずるやむを得ない事由が認められる場合

#### 監査法人の場合

- ・監査法人が会社その他の者の財務書類について法第2条第1項の業務を行った場合における当該業務を執行した社員(社員であった者を含む。)が就職制限会社等以外の会社等の役員等に就いた後に、当該会社等が当該就職制限会社等と合併することとなった場合において、当該業務を執行した社員が合併後存続する会社等の役員等に就くこととなった場合(当該業務を執行した社員が、当該就職制限会社等以外の会社等の役員等に就く際に、当該合併について知っていた場合を除く。)
- ・その他前号に準ずるやむを得ない事由が認められる場合

したがって、やむを得ない事情とは、監査人の知る由もなく合併することとなったような場合であって、監査人の予期せぬ事態により直ちに違法行為となってしまうことを避けるための措置である。

9.法令における就職の制限に違反した場合には懲戒処分の対象となり得る他、罰則が設けられており、15年改正法54条第1項第1号に基づき100万円以下の過料に処することとなる。

# 法第2条第1項業務の制限

- 10.公認会計士又は監査法人における特定の事項の業務の制限に係る法第24条又は法第34条の11は、基本的に15年改正法前と同様であるが、主な変更点として次のような規定がある。
  - (1) 規制対象となる関与先の範囲の拡大

公認会計士法は、以前より第24条第1項第3号「公認会計士が著しい利害関係を有する会社その他の者の財務書類」に対しては法2条第1項の業務を行ってはならないとされており、この著しい利害関係が公認会計士法施行令(以下「施行令」という。)第7条第1項に列挙されていたが、同項第8号及び同第9号が次のとおり一部改正された。

- ・公認会計士又はその配偶者が、被監査会社等の関係会社等の役員若しくはこれに準ずるものである場合又は過去1年以内若しくは監査関係期間内にこれらの者であつた場合
- ・公認会計士が、被監査会社等の親会社等又は子会社等の使用人である場 合

第7条第1項第8号の「被監査会社等」については、改正前にあっては「その財務書類につき監査又は証明を受けようとする会社(以下「被監査会社」という。)」となっていた。しかしながら、平成15年の改正で「被監査会社等」となったことにより、関与先が株式会社でない場合についても、その関係会社の役員等に就任している場合には監査証明業務を行うことが禁止されることとなる。特に関与先が、独立行政法人、学校法人のような非営利法人等の場合は注意されたい。なお、第9号においても同様である。

#### (2) 実質的支配力基準の採用

上記(1)に加え、関与先の親会社、子会社等の範囲の決定に関し、現在の形式基準だけではなく実質支配力基準で判断するため、施行令第7条及び利害関係府令第2条(平成19年の改正により施行規則第3条に変更。)が整備された。

(3) 監査法人における「特定の事項の業務の制限」の一部変更

15年改正法第34条の11第1項第2号に、第24条第1項第1号(公認会計士又はその配偶者が、役員、これに準ずるもの若しくは財務に関する事務の責任ある担当者であり、又は過去1年以内にこれらの者であった会社その他の者がある場合における当該会社その他の者の財務書類)の関係が準用されたことにより、監査法人の社員のうちに過去1年以内に当該関係を有していた者があった場合も新たに規制の対象となった。

以 上

就職の制限に係る15年改正法の適用に当たっては、経過措置として附則第16条に「新法第28条の2(新法第16条の2 第4項及び第34条の14の2において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に開始する会計期間に係る財務書 類について新法第2条第1項の業務を行った場合について適用する。」旨規定されている。 例えば、法2条1項業務を行った3月決算会社の監査役に就任する場合は、次のように考えられる。

